

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年5月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500558号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600010号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成29年12月6日から平成30年3月16日まで

②令和5年5月12日から同年7月25日まで

請求期間①及び②にA社において、フルタイム勤務でB業務を行ったが、同社を退職後に厚生年金保険に加入していなかったことに気が付いた。給与明細書はないがフルタイムで勤務した場合、厚生年金保険に加入することになっているので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された雇用保険の記録及び同社の回答により、請求者は、請求期間①及び②に同社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者は、A社には週5日勤務する契約で入社した旨主張し、令和5年5月に同社より手交されたとする社員説明書を提出している。

しかしながら、A社から提出された請求者の請求期間②に係る労働条件通知書(兼)就業条件明示書によると、就業日は週2から5日、就労時間・出勤日数について、業務の都合により変更になる旨の記載が確認でき、同社は、請求者について、上述の社員説明書の記載では日給制の非常勤者に該当し、本人希望による週単位のシフト制勤務であった旨回答している。

さらに、A社は、非常勤者については、2か月以上安定的に実労働時間が週30時間以上となった場合に社会保険に加入させる取扱いとしており、請求者の請求期間②に係る出勤簿及び賃金台帳を提出し、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

加えて、請求期間②において、上述の賃金台帳及び課税庁から提出された令和5年分給与支払報告書により、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されてい

ないことが確認できる。

また、請求期間①について、A社は、保管期限経過により、請求者の労働条件通知書（兼）就業条件明示書、出勤簿及び賃金台帳を保存していないが、請求者については、請求期間②と同様の雇用契約であり、社会保険の加入手続を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述している。

さらに、課税庁から提出された平成30年分給与支払報告書により、給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の資格取得年月日及び喪失年月日を訂正することはできない。